

社会保険に加入した場合

Q. 職場の健康保険に加入しましたが、国民健康保険の脱退手続きは必要ですか？

A. 他の健康保険に加入したときは、国民健康保険の脱退手続きが必要です。14日以内に市役所国保年金課（1階6番窓口）またはみさと団地出張所で手続きをしてください。

必要なもの

- ① 他の健康保険組合の保険証（他の健康保険に加入したかた全員分）
- ② 三郷市国民健康保険証（他の健康保険に加入したかた全員分）
- ③ 来庁するかたの本人確認ができるもの（免許証・パスポートなど）
- ④ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの



●国民健康保険税について

届出を受理した月の翌月中旬以降に、世帯主様あてに「税額更正・決定通知書」（税額の変更通知）を送付します。「税額更正・決定通知書」が届くまでに納期限が到来する場合は、変更前の税額で納付をお願いします。納めていただいた税額が、納めていただくべき税額よりも多い場合は、後日還付（もしくは充当）通知を送付いたします。

郵送でもお手続きができます。下記の書類を国保年金課へ送付してください。

- ①他の健康組合の保険証のコピー（他の健康保険に加入したかた全員分）
- ②三郷市国民健康保険証（他の健康保険に加入したかた全員分）
- ③任意の用紙に「他の健康保険に加入した旨」「住所」「氏名」「電話番号」を記入したもの

送付先 〒341-8501 三郷市花和田 648 番地 1 三郷市役所 国保年金課 保険税係